

令和4年度炭鉄港推進協議会負担金及び協力金について

1 負担金額

- (1) 市町 10万円 × 12市町 = 120万円
- (2) 北海道 120万円

2 負担金の請求時期について

各市町に対し、協議会長名で請求書を発出する。
支払期限は、原則6月1日（水）まで。

※ 納期までの支払いが困難な場合は別途相談。

3 協力金について

別途、構成市町を除く構成団体、幹事会あて、協力金（任意）について依頼文を発出する。

4 その他

- ・ 負担金については令和3年度第2回協議会・幹事会で議決したとおり。（別添参考資料参照）
- ・ 令和7年度以降の負担金取扱いについては、今後の協議会体制の在り方を含めて令和6年度中に決定。